

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 白銀会

社会福祉法人白銀会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白銀会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤の理事 理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員 役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (6) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算出方法)

第4条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等の額は、下記に定める額とする。ただし、役員等1人あたりの各年度の報酬総額は50,000円以内とする。

理事会・評議員会等出席の都度	1回あたり	8,800円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日4時間未満	10,000円
	1日4時間以上	20,000円

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の支給は、理事会、評議員会等への出席その他の法人又は施設の運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除が必要な額及び本人から申出のあった立替金、積立金等の額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した額に1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満の端数はその全額を切り捨てるものとし、50銭以上の端数はその全額を1円として計算するものとする。

(費用)

第7条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、旅費規程に基づき、所定の額を支給する。

(公表)

第8条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は平成29年6月22日から施行する。

附則

平成29年10月20日 最終改正。